

事務連絡

平成26年9月26日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活支援推進室

計画相談支援・障害児相談支援の推進等について

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
平成24年4月に施行された障害者自立支援法（現：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）等関係法令の改正により、平成27年4月以降は、支給決定を行う市区町村は、それらに係る申請があった全ての申請者に対してサービス等利用計画案・障害児支援利用計画案（以下「サービス等利用計画案等」という。）の提出を求めるものとされました。

これまで、各都道府県・市区町村におかれては、平成27年度以降の対応に向けて、平成26年2月27日付事務連絡「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」（以下、単に「事務連絡」という。）等を踏まえ、体制整備を進めていただいていたところですが、未だに非常に低い水準にとどまっている都道府県・市区町村があることから、今般、改めて事務連絡の内容について、認識いただくとともに、さらなる促進に向けた取組や緊急的な効率化のための対応を下記のとおりまとめましたので、各都道府県においては、内容を了知の上、管内市区町村・事業者へ遺漏なきよう周知願います。

記

1. 計画相談支援等の進捗状況について

全市区町村に対し、平成26年度6月末時点のサービス等利用計画・障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」という。）の作成済み者数の実態について各都道府県経由で調査したところ、全国ベースでは、サービス等利用計画については全利用者の41%、障害児支援利用計画については44%が作成済みの状況であった。また、市区町村毎の状況で見ると、すでに50%以上の利用者に作成している市区町村が5割弱であった一方、未だに進捗率が2割以下のところも1割強あった。

体制整備が進んでいない都道府県・市区町村においては、次に掲げる事務連絡の再周知の徹底や、さらなる促進に向けた取組等を踏まえ、速やかに計画相談支援・障害児相談支援（以下「計画相談支援等」という。）の体制整備を行うこと。

なお、サービス等利用計画等の平成26年9月末時点の進捗状況の実態把握について、今般、併せて依頼するので、各都道府県においてとりまとめの上、別紙様式を10月10日までに提出すること。

2. 事務連絡の再周知の徹底について

事務連絡は、全ての利用者について、サービス等利用計画等の作成やモニタリングが行われることを原則とした理由、体制整備のために都道府県・市区町村の担うべき役割、当省において進めている支援策等について改めて整理するとともに、

(1) 計画相談支援等の完全実施に向けた体制整備の加速化策として考えられる手法

(2) 特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所（以下「特定相談支援事業所等」という。）の作成するものに代えて提出することができる計画案（以下「セルフプラン」という。）を受け付けるに当たっての留意事項

について、まとめたものである。

新規の特定相談支援事業所等や相談支援専門員として従事する者等に対して、遺漏なきよう周知されたい。

3. 役割分担を踏まえた関係機関の協働について

都道府県・市区町村は、これまで管内の計画相談支援等の対象利用者数を把握し、計画的な相談支援専門員の養成や事業所設置の働きかけを行い、計画相談支援等の体制を整備するよう実施されてきたところである。

また、運用面においても、市区町村に求められる配慮として、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所と連携し、各相談支援事業所の繁忙状況を確認の上、特定の相談支援事業所に業務が集中しないよう事務連絡において周知してきたところである。

今回、さらなるサービス等利用計画等の効率的な作成の推進のため、

- ① 市区町村は、委託相談支援事業所・基幹相談支援センターと指定特定相談支援事業者等の役割分担を協議し、
 - ② 事業所が開所間もない等のため、当該事業所のみで計画を作成するには時間を要する場合、
 - ・ 委託相談支援事業所・基幹相談支援センターが、利用者の基本情報や利用者の意向等を勘案したサービス等利用計画案等の初期情報を収集又は記入して、指定特定相談支援事業者等に情報提供し、
 - ・ 指定特定相談支援事業者等においては、最終的なサービス等利用計画案等を作成する（指定特定相談支援事業者が作成するに当たっては、報酬請求に必要なアセスメントやサービス担当者会議等の業務については、遺漏なく実施するよう留意すること。）
 - ③ その際、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画等の内容も含めた計画相談支援等の提供方法について、必要に応じて、定期的に委託相談支援事業所・基幹相談支援センターに確認を行い、情報共有を図りつつ、必要な助言・指導を実施する
- 等、市区町村と関係機関が一体となった支援体制の整備に努められたい。

4. サービス利用支援におけるアセスメントの実施場所に係る緊急的な措置について

サービス利用支援におけるアセスメントの実施については、利用者の居宅を訪問の上、利用者等に面接することとしており、さらに、この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない取扱として実施されてきたところである。

しかしながら、今回、さらなるサービス等利用計画の効率的な作成の促進の観点とともに、市区町村は既サービス利用者については家庭等の置かれている環境を踏まえて支給決定されていることから、現に日中活動系サービスを利用している障害者については、平成27年3月31日までに限った緊急的な対応として、アセスメントの実施場所を日中活動系の事業所でも可能とする。

実施にあたっては、

- ① 本来は居宅等で実施するものであり、今回に限ったものである旨を利用者に説明しておくこと

② 家庭状況等の確認の必要性が特に高い場合は、適切に居宅訪問を行うこと

③ 面接の趣旨の十分な説明については、利用者及び家族に対して実施する必要があることから、電話等において実施すること

なお、継続サービス利用支援及び障害児相談支援については、当該措置の対象外であり、これまでどおりの運用であることに留意すること。